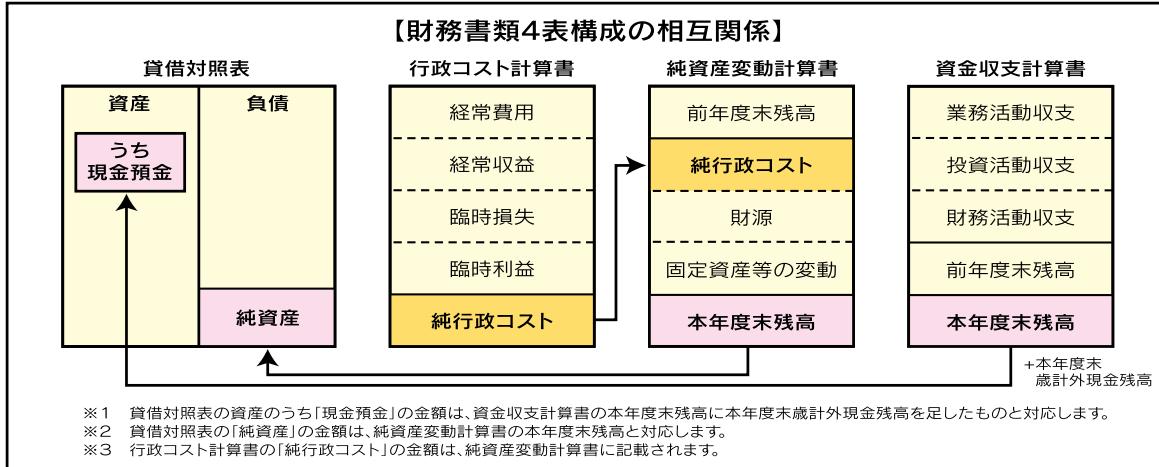


統一的な基準による財務書類は、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の4表又は3表（上記の4表のうち「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合）となっています。

- 【貸借対照表】基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を表示したもの
- 【行政コスト計算書】一会计期間中の費用・収益の取引高を表示したもの
- 【純資産変動計算書】一会计期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を表示したもの
- 【資金収支計算書】会計期間中の現金の受払いを3つの区分で表示したもの



出典：「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成28年5月総務省改訂）

統一的な基準による地方公会計の整備が進むことにより、財務状況の団体間比較やストック情報が「見える化」され、公共施設マネジメントが推進されるなど、限られた財源を「賢く使う」取組が促進されることが期待されます。このため、活用事例の掘り起こしや、質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証と団体比較の方法等について、平成28年10月に「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」による報告書が公表されました。

地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書概要

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、「作って見せる」公会計から「活用する」公会計へとステージが変わることが期待されていることから、活用事例の掘り起こしや、地方公会計の整備促進に資する質疑応答集の充実、地方公会計の整備により得られる指標の検証等、今後の地方公会計の活用のあり方について検討を行った。

1 活用事例について

3団体（愛媛県伊予郡砥部町、京都府相楽郡精華町及び熊本県宇城市）から収集した先進事例について周知する。

2 Q&Aの追加について

地方公共団体において汎用性の高い有用なQ&AについてマニュアルのQ&A集に追加する（31項目）。

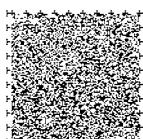
3 (1)地方公会計の整備により算出される指標の有用性の検証について

- ・耐用年数省令による耐用年数を用いて算出される資産の減価償却累計額の割合を示す指標は、地方公共団体の資産の現状を比較可能な形で「見える化」することができる点に意義があり、今後、「有形固定資産減価償却率」として活用していくことが適当である。
- ・各地方公共団体は、「有形固定資産減価償却率」に加え、それぞれの判断により、資産を実際に使用できると考へている年数である「使用可能年数」の設定や各種の老朽化対策の取組の公表を行い、資産の実態を説明していくことが重要である。
- ・資産の保有量や「有形固定資産減価償却率」などのストック情報については、地方公共団体が住民にサービスを提供する観点から維持していくなければならない公共施設等の類型ごとに把握し、団体間比較を行っていくことが重要である。

3 (2)財政分析手法の今後の検討課題について

- ・類型設定の基準等について、現行の類似団体設定の基準である「人口及び産業構造」を、より効果的に機能させるため、産業構造の変化を反映させ、以下のとおりとすることが適切である。
 - ・都市においては、第2次・第3次産業人口比率の区分を95%から90%に引き下げる。
 - ・町村においては、第3次産業人口比率の区分を55%から60%に引き上げる。

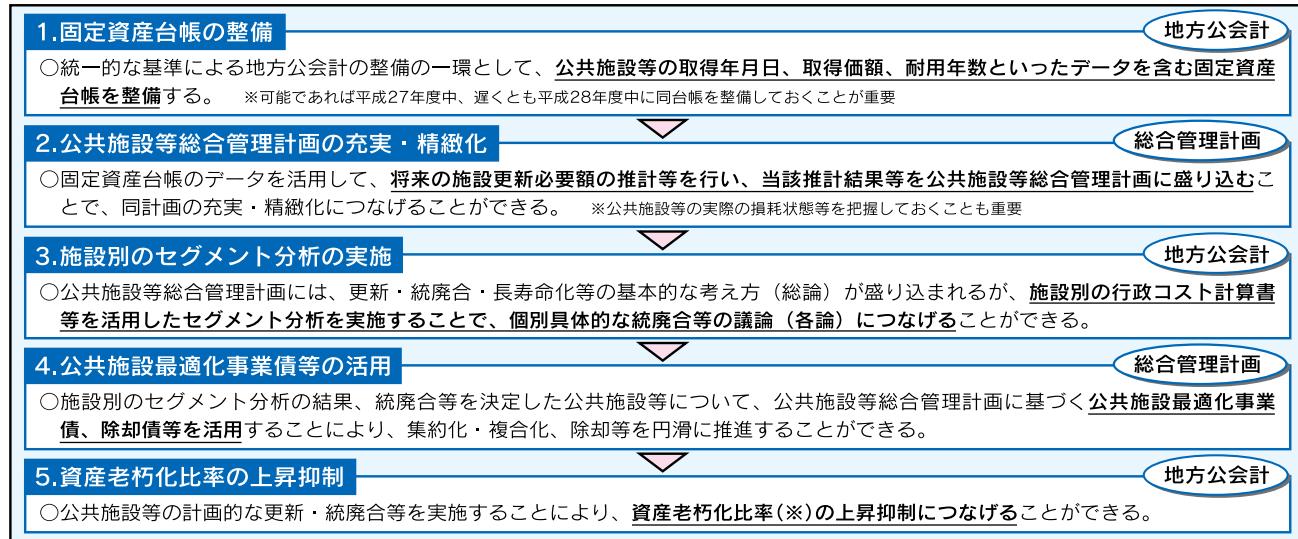
出典：総務省作成資料「地方公会計の活用のあり方に関する研究会報告書概要」



地方公会計の整備により得られる指標として、有形固定資産減価償却率が挙げられますが、公共施設の現状を把握する、今後の公共施設に係る政策を検討するなど、公共施設マネジメントを行う上で有用な指標となります。

【参考】地方公会計と公共施設等総合管理計画の連携

以下のような流れで地方公会計と公共施設等総合管理計画を相互に関連付けることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。



(注) 以上の取組の実施に当たっては、実効的なマネジメント体制を整えるための職員の適正配置等も重要である。

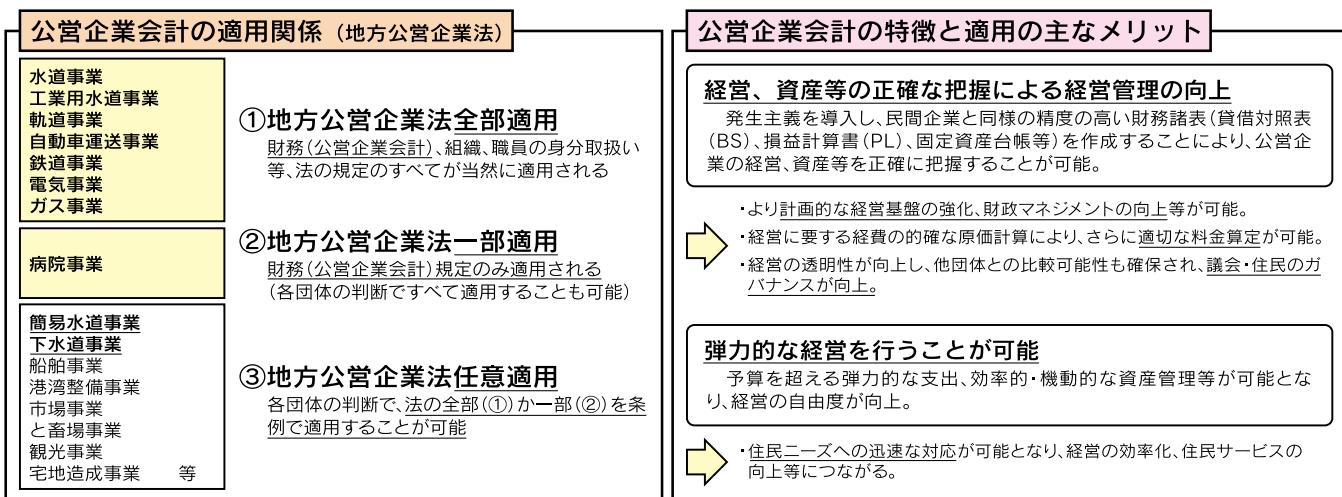
出典:「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成28年5月総務省改訂)

※有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合、すなわち資産の経年の程度を示す指標である。

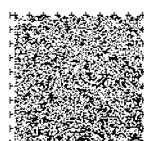
(2) 公営企業会計の適用の推進について

公営企業の財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはおらず、地方公共団体が任意（条例）でその適用を決定しています。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用が推進されています。



出典:総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日総財公第18号)添付資料



公営企業会計の適用拡大に向けた要請

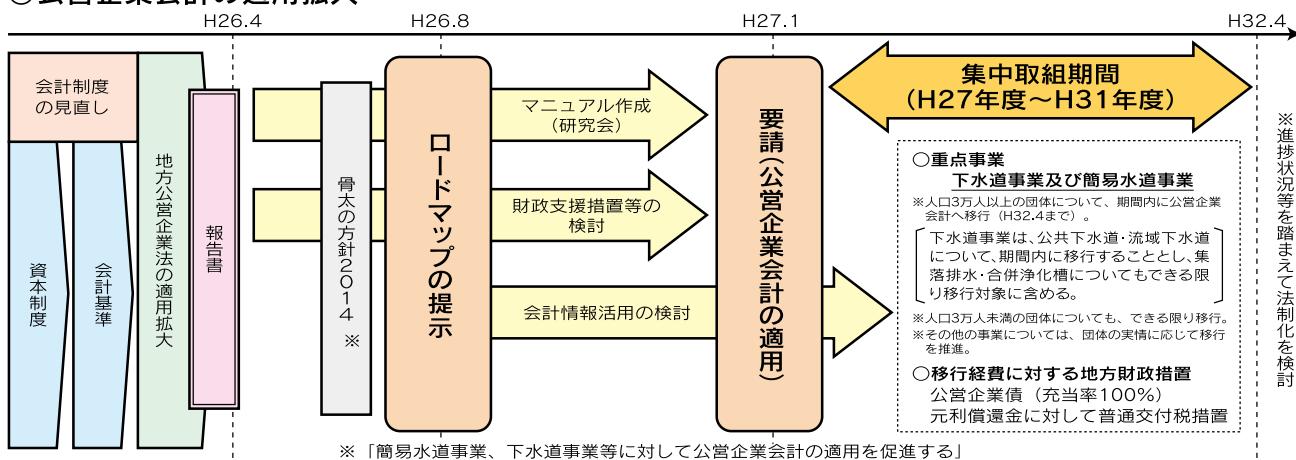
平成26年8月に、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が総務省から示されるとともに、平成27年1月に、公営企業会計の適用の推進について、総務大臣から要請がなされました。

内容は、平成27年度から平成31年度までの5年間が集中取組期間とされ、特に下水道事業及び簡易水道事業が「重点事業」として位置付けられ、人口3万人以上の団体は取組期間内に公営企業会計への移行が必要であり、人口3万人未満の団体についてもできる限り移行することが求められています。

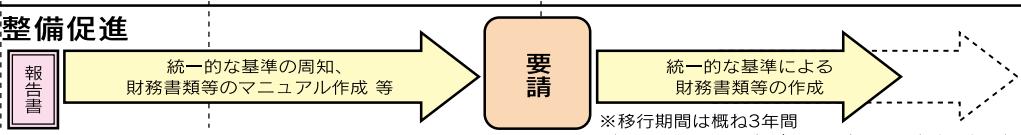
その他の事業は、実情に応じて移行することが望ましいとされています。

なお、公営企業会計を適用しない公営企業は、平成29年度から統一的な基準による財務書類等を作成する必要があります。

○公営企業会計の適用拡大



○地方公会計の整備促進



公営企業会計の適用推進に係る支援措置

公営企業会計の適用推進にあたり、地方公共団体の事務負担や経費負担を軽減するため、国により以下のような支援策が講じられています。

1. マニュアルの策定

- 公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を策定・公表。
- 併せて、移行事務の着手と全体像等を簡潔にまとめた「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を策定・公表。

2. 地方財政措置

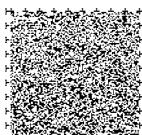
- 公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債を措置。]
 - 当該公営企業債の元利償還金に対する普通交付税措置を講じる（下水道事業、簡易水道事業）。
- 平成27～31年度

3. 先行事例の紹介等

- 各地方公共団体が、類似する団体の法適用にかかる取組等を参照できるように、先行して地方公営企業法を任意適用した団体の事例を取りまとめ、公表。
- 要請や法令、マニュアル等の具体的な考え方、取り扱い等について、質疑応答集を取りまとめ、公表。

4. アドバイザー派遣、研修の実施

- 経営アドバイザー派遣事業について、公営企業会計の適用に取り組む団体を重点的に拡充し、直接支援。
- 市町村アカデミー（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）等において、公営企業会計の適用に関する自治体職員向けの研修を実施。



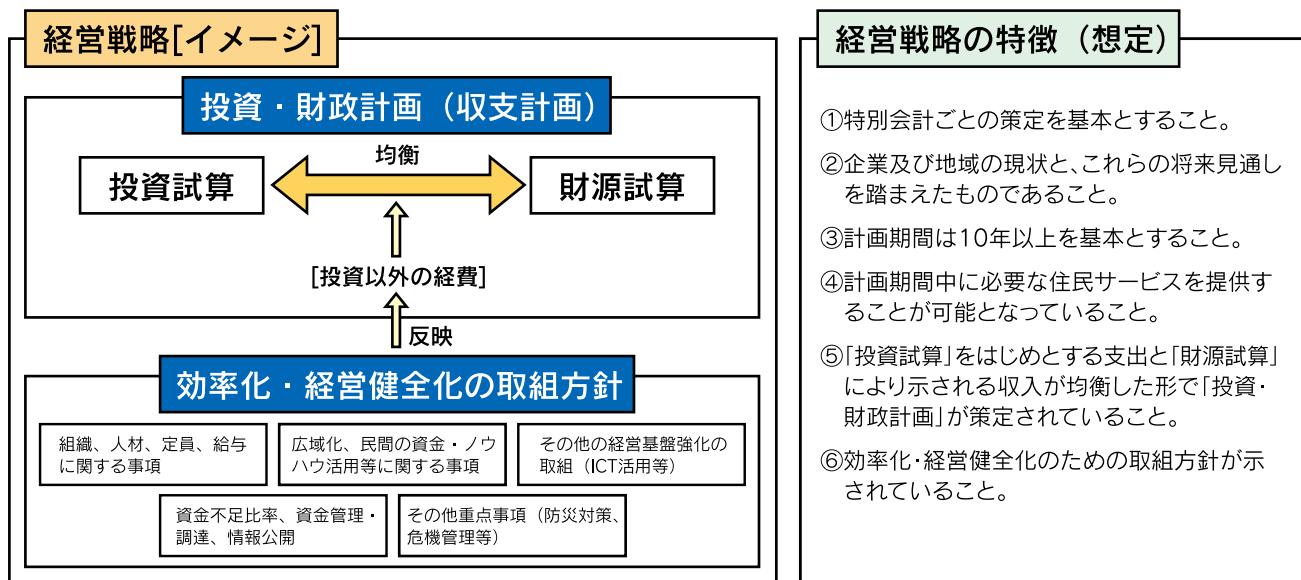
(3) 地方公営企業の「経営戦略」の策定推進について

地方公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。

このような中、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう要請されているところです。

「経営戦略」についての基本的な考え方と構成

- 「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
- 「経営戦略」は、「投資試算」（施設・設備投資の見通し）等の支出と「財源試算」（財源の見通し）を均衡させた「投資・財政計画」（収支計画）が中心。
- 組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組方針を記載。



出典:総務省作成資料「経営戦略策定ガイドライン」

「経営戦略」の策定に向けた要請

「経営戦略」は、全ての事業において、平成32年度までに策定することが求められているところです。特に、「経済・財政再生計画」の集中改革期間である平成28年度から平成30年度までの間は、国により地方財政措置が講じられ、集中的に策定を推進することとされています。

「経営戦略」の策定に係る支援措置

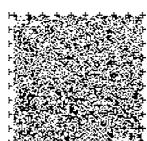
「経営戦略」の策定推進にあたり、地方公共団体の事務負担や、経費負担を軽減するため、国により以下のような支援策が講じられています。

1.ガイドラインの策定

○ 「経営戦略」に関する基本的考え方、「投資試算」及び「財源試算」の将来予測方法、経営健全化及び財源確保の具体的方策、各事業の特性を踏まえた策定上の留意点並びに「経営戦略のひな形様式」等を取りまとめた「経営戦略策定ガイドライン」を策定・公表。

2.地方財政措置（平成28年度～平成30年度まで）

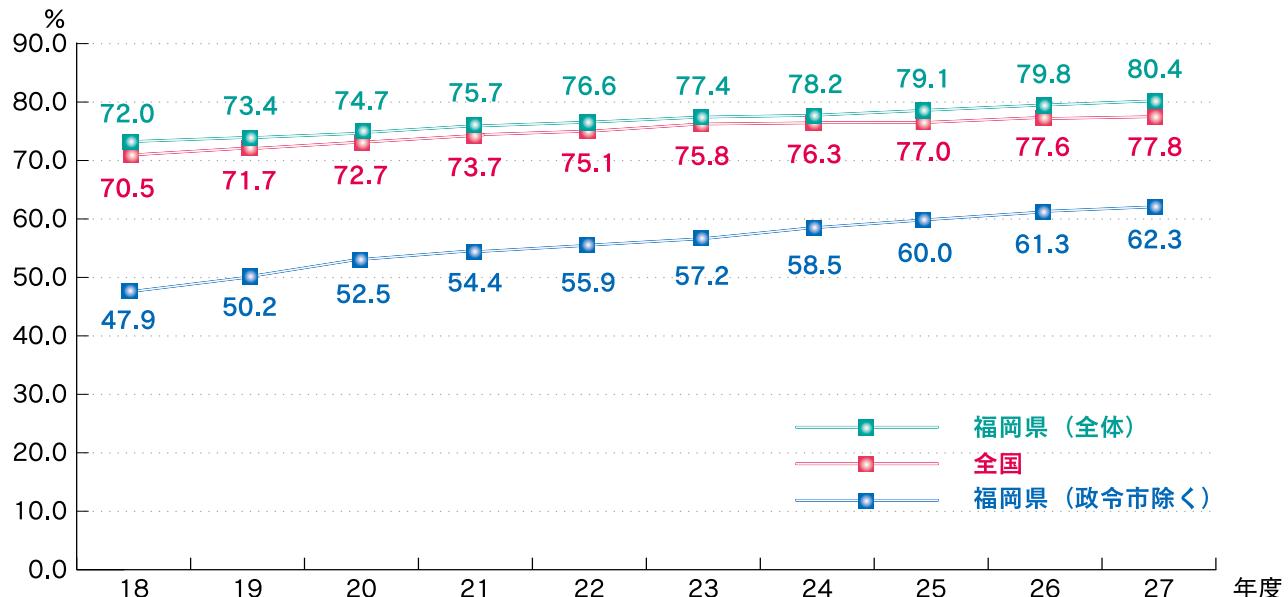
○ 「経営戦略」の策定に要する経費の1/2について一般会計から繰り出すこととし、一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置を講じる（病院事業以外）。



(4) 下水道整備推進に伴う財政負担の増

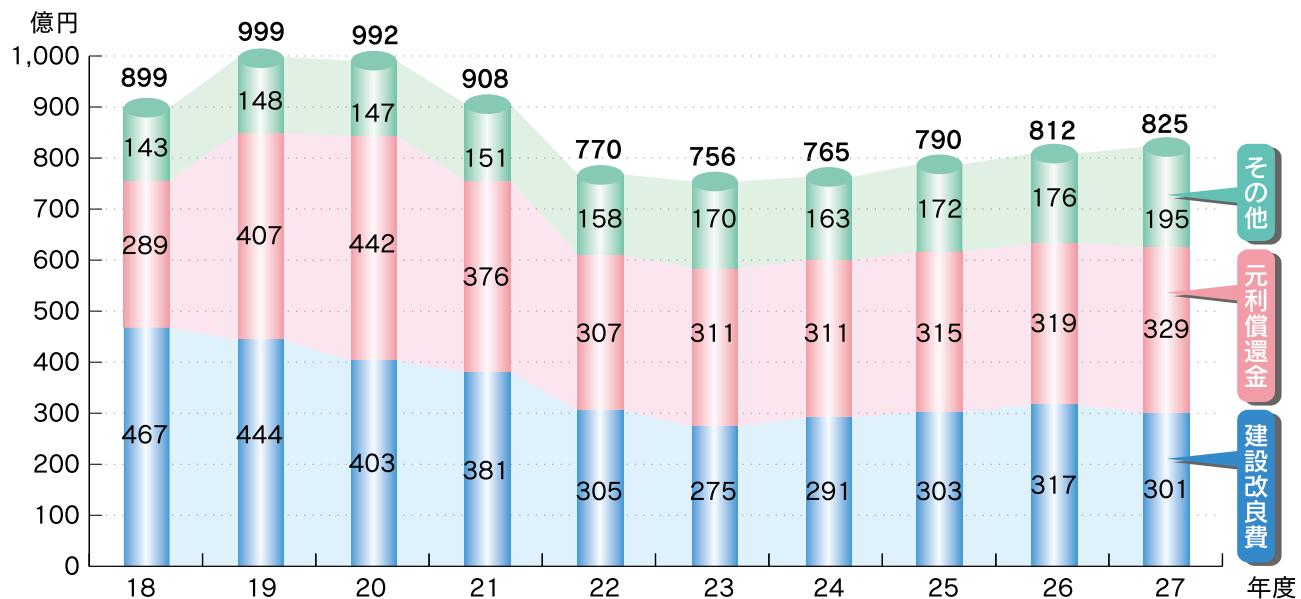
下水道普及率は年々伸びており、福岡県全体では全国水準をやや上回っていますが、政令市を除くと大きく下回っています。また、決算規模は、平成19年度以降、公的資金補償金免除繰上償還等により、大きく減少しましたが、近年は国の補正予算に伴う建設改良費の増加等により、微増となっています。

① 下水道普及率の推移



※下水道普及率とは、下水道の整備状況を表す指標の一つで、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の処理区域内人口を総人口（住民基本台帳人口）で除したもの。

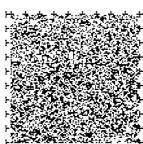
② 下水道事業決算規模の推移



(注) 政令市を除く

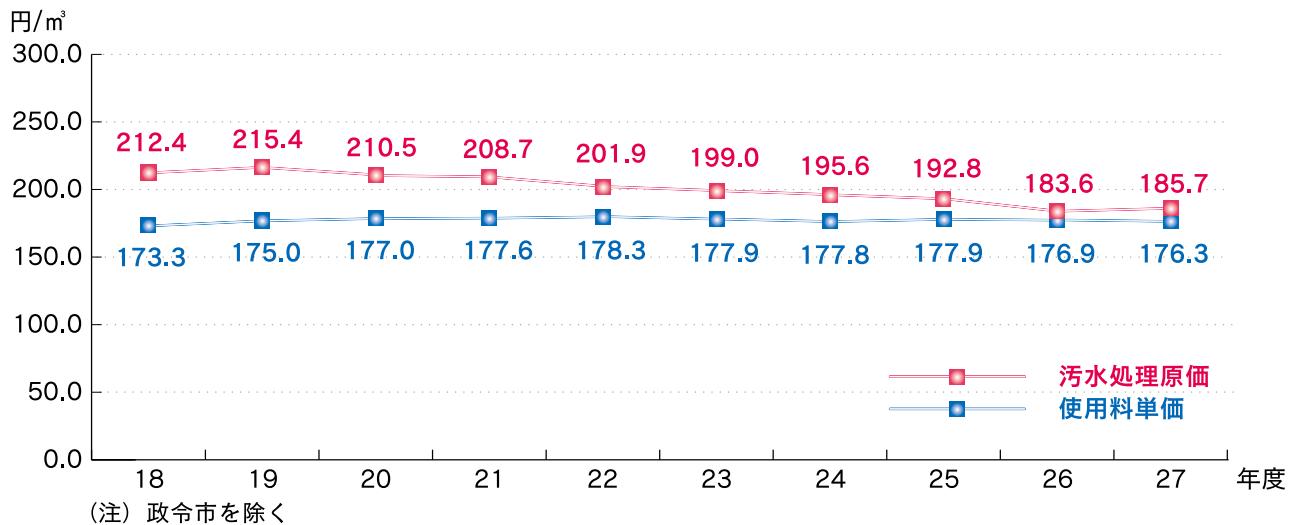
※「公的資金補償金免除繰上償還」

旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金（以下「公的資金」という。）の地方債を繰上償還する際、通常は補償金を支払う必要があるが、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革、経営改革を行う地方団体を対象に、平成19年度から3年間で5兆円規模、平成22年度から3年間で1.1兆円規模の公的資金の補償金を免除した繰上償還を認め、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置。

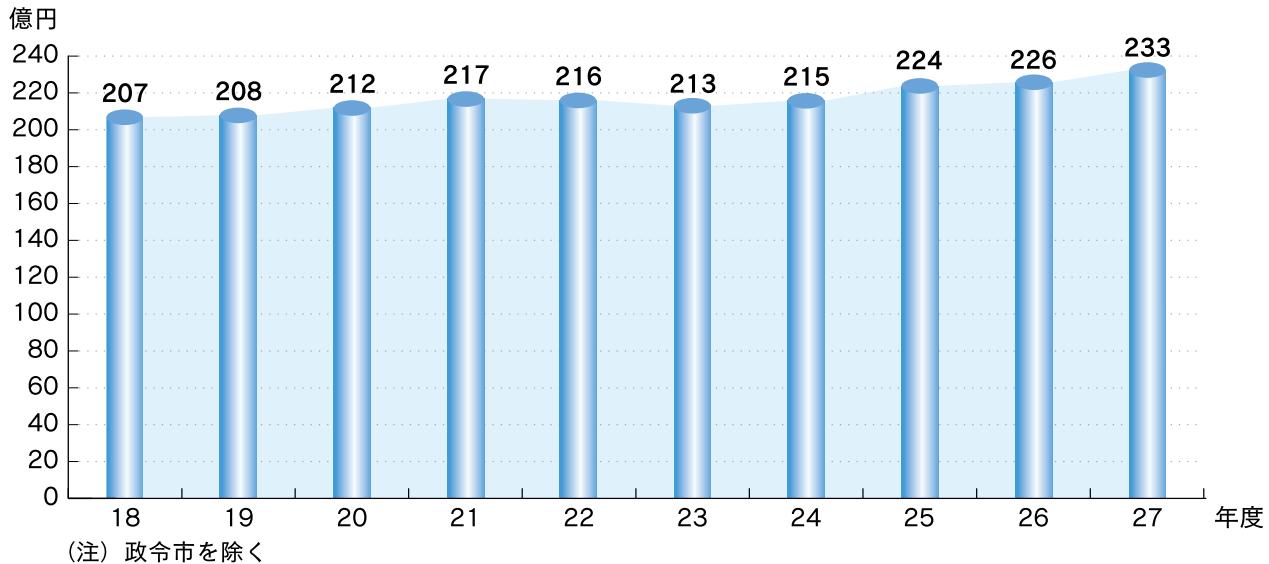


平成27年度の一般会計からの下水道事業に対する繰出金は233億円となっており、他の事業と比較して最も多く繰り出されています。

③ 公共下水道事業における汚水処理原価と使用料単価の推移



④ 下水道事業に対する繰出金の推移



⑤ 団体間で比較可能な財政情報の開示

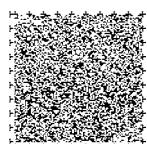
各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について積極的にわかりやすく情報を開示、説明することが求められています。

各地方公共団体における財政状況の開示等に加え、総務省や都道府県では、各市町村が財政状況や健全化判断比率及び関係団体における財政状況等について取りまとめて作成した「財政状況資料集」、過去5ヶ年の財政状況の推移を示した「市町村財政状況の推移」についてホームページ上で公表等を行っています。

なお、「市町村財政状況の推移」については、福岡県が独自に作成し、グラフにより歳入・歳出等の推移が視覚的に把握できるようになっています。

これらの資料は以下のホームページからご覧いただけます。

福岡県ホームページ市町村財政の状況 (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shityoson-zaisei.html>)

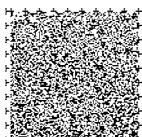


III 参考資料

1 財政用語解説

用語	見方	算式
実質収支	決算収支をあらわすもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度な剩余が望ましいとされる。	(歳入 - 歳出) - 翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。 黒字であれば、その分新たな剩余が発生、又は赤字が縮小したことになる。	当該年度実質収支 - 前年度実質収支
実質単年度収支	単年度収支から、実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いたもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。	当該年度実質収支 - 前年度実質収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。	{(基準財政収入額 - 市町村民税所得割の税源移譲相当額の25% - 各種譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100 / 75 + 各種譲与税 + 交通安全対策特別交付金} + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	当該団体の財政力を表す指標で、「1」に近く、さらに「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。	基準財政収入額 / 基準財政需要額の3カ年の数値の平均
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時の経費に充當できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	{経常経費充当の一般財源の額 / (経常一般財源の総額 + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債)} × 100(%)

用語	内容
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
一般財源と特定財源	一般財源とは、使途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは使途が特定されるものをいう。 一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。 前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫(県)支出金、地方債、分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源と依存財源	自主財源とは、自主的に収入しうる財源をいい、依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。 自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。 前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫(県)支出金、地方債などが代表的である。
義務的経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。 通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。 通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として認められた地方債をいい、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき、発行される。 地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。



2 平成27年度市町村別財政指標（普通会計決算及び健全化判断比率）

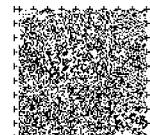
市町村名	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日) 人	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	実質単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指數
北九州市	971,608	549,613,215	544,973,643	4,639,572	1,873,014	△ 451,319	1,386,583	248,705,187	0.72
福岡市	1,500,955	798,701,911	784,393,260	14,308,651	10,691,985	3,281,581	5,682,552	357,652,638	0.88
大牟田市	119,407	57,365,810	56,581,864	783,946	687,940	227,060	458,185	28,452,452	0.49
久留米市	306,700	144,632,027	142,879,195	1,752,832	1,147,382	65,147	121,367	67,792,454	0.65
直方市	57,807	24,827,445	24,333,644	493,801	383,487	266,574	304,646	13,043,549	0.54
飯塚市	130,517	69,491,468	67,124,280	2,367,188	1,842,606	△ 92,882	△ 28,641	33,450,310	0.50
田川市	49,451	28,997,381	28,048,210	949,171	799,085	129,278	129,470	13,266,853	0.40
柳川市	68,683	32,210,000	31,076,194	1,133,806	997,211	336	90,049	16,780,389	0.45
八女市	66,249	39,390,719	37,297,593	2,093,126	1,971,375	1,472,852	2,087,194	20,760,184	0.38
筑後市	49,139	18,938,927	18,360,873	578,054	546,819	△ 116,709	△ 12,473	10,281,933	0.61
大川市	35,714	14,757,844	14,328,849	428,995	250,644	△ 63,718	△ 62,257	8,089,119	0.52
行橋市	72,767	27,820,970	27,105,767	715,203	635,845	127,215	103,570	13,592,616	0.62
豊前市	26,591	11,992,542	11,953,833	38,709	14,217	△ 32,256	△ 5,179	6,936,504	0.49
中間市	43,282	17,842,264	17,802,015	40,249	26,955	5,223	△ 202,377	9,760,966	0.42
小郡市	59,296	20,638,929	19,588,544	1,050,385	801,596	△ 78,497	△ 175,593	11,538,844	0.64
筑紫野市	102,459	32,619,007	30,488,565	2,130,442	1,763,118	1,106,657	1,107,034	18,869,573	0.75
春日市	113,026	36,238,278	35,202,249	1,036,029	1,032,143	383,647	784,647	18,968,320	0.72
大野城市	99,666	33,921,184	33,206,890	714,294	708,356	31,837	408,443	18,186,061	0.79
宗像市	96,700	36,376,327	35,879,843	496,484	349,142	△ 47,140	69,243	19,746,373	0.59
太宰府市	71,855	25,546,513	24,030,451	1,516,062	666,500	108,177	△ 85,371	12,926,796	0.67
古賀市	58,389	20,694,386	19,704,685	989,701	957,795	230,560	248,285	11,606,435	0.67
福津市	60,263	21,370,243	20,800,147	570,096	508,907	△ 46,592	187,547	12,628,438	0.55
うきは市	30,941	16,452,348	15,429,844	1,022,504	816,102	245,250	583,375	9,244,337	0.37
宮若市	28,861	18,014,030	17,347,225	666,805	605,857	39,736	54,771	9,253,392	0.57
嘉麻市	40,555	26,233,370	25,385,503	847,867	764,341	498,798	520,197	13,542,600	0.27
朝倉市	55,322	28,418,060	27,739,522	678,538	378,988	176,420	468,119	15,574,544	0.55
みやま市	39,084	20,606,114	19,803,637	802,477	745,745	△ 5,934	418,317	10,895,125	0.41
糸島市	100,126	35,831,661	34,229,260	1,602,401	1,523,578	444,776	1,350,631	20,354,125	0.53
那珂川町	50,235	16,387,049	15,421,320	965,729	504,651	△ 157,531	△ 120,141	9,228,813	0.69
宇美町	37,557	11,519,391	11,009,370	510,021	482,297	197,080	353,701	7,081,858	0.56
篠栗町	31,663	10,001,367	9,459,495	541,872	382,336	62,628	80,270	6,332,417	0.52
志免町	45,565	13,711,184	13,118,004	593,180	578,601	73,716	100,967	8,275,277	0.72
須恵町	27,667	8,821,932	8,560,580	261,352	229,310	△ 91,812	△ 83,417	5,471,405	0.55

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。

健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。

また、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、それぞれ「-」と記載している。

財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。



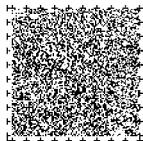
市町村名	健全化判断比率				経常収支比率%	地方債現在高 (平成28年3月末) 千円	積立金現在高(平成28年3月末)			
	実質赤字比率%	連結実質赤字比率%	実質公債費比率%	将来負担比率%			財政調整基金千円	減債基金千円	その他特定目的基金千円	合計千円
北九州市	—	—	12.6	188.3	95.7	970,004,009	11,965,876	11,903,642	18,049,259	41,918,777
福岡市	—	—	12.4	162.4	92.5	1,238,606,550	22,377,398	5,259,212	22,511,642	50,148,252
大牟田市	—	—	9.0	77.9	94.9	48,709,293	2,313,322	0	3,974,440	6,287,762
久留米市	—	—	3.7	21.6	93.2	144,592,266	7,518,065	2,319,999	11,734,798	21,572,862
直方市	—	—	10.7	66.8	96.1	21,244,375	3,124,617	890	1,156,475	4,281,982
飯塚市	—	—	5.0	14.0	89.3	67,020,604	8,806,671	6,604,685	7,475,928	22,887,284
田川市	—	—	8.6	—	96.2	25,093,193	3,183,422	742,021	12,493,668	16,419,111
柳川市	—	—	8.1	28.9	91.2	34,000,600	5,682,961	4,537,943	3,511,503	13,732,407
八女市	—	—	8.6	—	87.1	28,118,163	12,454,338	578,451	8,812,443	21,845,232
筑後市	—	—	8.7	45.8	90.9	14,830,143	2,463,173	469,097	2,906,814	5,839,084
大川市	—	—	9.9	74.3	93.3	13,932,387	2,422,157	38,230	479,407	2,939,794
行橋市	—	—	6.0	1.4	86.1	18,405,773	3,613,852	368,526	5,716,012	9,698,390
豊前市	—	—	8.9	65.2	94.3	10,990,155	1,655,789	452,100	530,921	2,638,810
中間市	—	—	14.5	71.6	95.6	14,323,312	1,966,800	213,000	1,250,229	3,430,029
小郡市	—	—	12.3	69.2	95.1	18,330,814	3,317,453	242,129	739,786	4,299,368
筑紫野市	—	—	7.8	2.5	86.2	28,060,913	2,854,674	452,834	5,071,448	8,378,956
春日市	—	—	2.6	—	85.1	29,642,145	2,210,457	0	5,255,483	7,465,940
大野城市	—	—	4.1	—	84.9	22,273,164	5,610,149	2,337,473	7,833,894	15,781,516
宗像市	—	—	0.4	—	89.4	25,478,155	6,344,680	3,381,597	9,307,754	19,034,031
太宰府市	—	—	0.4	—	87.5	23,856,350	3,142,273	297,520	1,138,943	4,578,736
古賀市	—	—	5.9	—	89.5	14,448,654	2,945,814	47,458	2,153,474	5,146,746
福津市	—	—	5.4	—	92.5	20,387,749	5,844,167	626,431	4,319,205	10,789,803
うきは市	—	—	9.5	—	88.6	13,700,867	4,342,805	1,366,570	5,384,906	11,094,281
宮若市	—	—	5.4	—	89.9	18,503,328	3,421,711	374,355	7,036,192	10,832,258
嘉麻市	—	—	5.4	—	92.4	20,262,850	3,583,041	1,382,999	8,356,023	13,322,063
朝倉市	—	—	8.4	32.9	89.9	25,893,612	4,272,533	1,231,024	7,560,218	13,063,775
みやま市	—	—	5.6	—	85.0	15,528,884	5,098,554	1,133,415	3,464,080	9,696,049
糸島市	—	—	9.1	30.2	84.4	29,523,500	8,079,624	246,676	229,077	8,555,377
那珂川町	—	—	3.6	—	88.6	11,772,070	1,782,903	1,802,664	6,782,780	10,368,347
宇美町	—	—	10.0	40.7	96.4	9,918,712	574,671	334,441	502,474	1,411,586
篠栗町	—	—	6.7	—	94.3	7,122,882	806,965	923,996	895,261	2,626,222
志免町	—	—	5.3	8.8	88.3	12,294,189	3,007,468	477,302	1,250,022	4,734,792
須恵町	—	—	7.6	33.9	85.5	6,321,183	2,594,188	282,921	131,601	3,008,710

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。

健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。

また、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、それぞれ「—」と記載している。

財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。



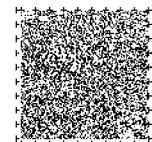
市町村名	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	実質単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力指 指数
新宮町	31,139	13,861,659	13,471,754	389,905	287,410	△ 106,327	△ 506,655	6,014,412	0.85
久山町	8,370	4,663,414	4,378,143	285,271	216,777	34,502	△ 136,808	2,792,301	0.78
柏屋町	45,721	14,905,939	13,958,297	947,642	933,039	80,984	306,204	8,416,685	0.82
芦屋町	14,429	8,469,375	8,201,487	267,888	255,550	45,164	147,852	3,723,178	0.37
水巻町	29,148	9,754,450	9,374,378	380,072	355,488	91,951	95,862	5,782,181	0.51
岡垣町	32,337	10,577,831	10,063,494	514,337	427,032	148,724	85,703	6,207,742	0.54
遠賀町	19,439	7,779,997	7,572,408	207,589	194,633	△ 30,666	96,690	4,100,338	0.58
小竹町	8,158	5,517,401	5,306,854	210,547	185,069	119,729	226,091	2,754,861	0.29
鞍手町	16,667	7,632,166	7,519,821	112,345	91,109	18,996	19,613	4,487,823	0.45
桂川町	13,957	5,460,750	5,259,369	201,381	181,995	△ 19,208	△ 18,112	3,366,895	0.38
筑前町	29,656	12,671,721	12,404,487	267,234	258,634	△ 57,618	△ 12,124	7,650,351	0.46
東峰村	2,302	3,295,470	3,098,534	196,936	160,680	43,288	145,787	1,578,881	0.12
大刀洗町	15,533	6,710,986	6,219,303	491,683	382,814	△ 13,136	△ 6,805	3,795,754	0.43
大木町	14,438	5,536,748	5,310,653	226,095	186,520	10,176	13,176	3,226,621	0.50
広川町	19,995	8,191,905	7,533,833	658,072	601,182	217,384	221,001	4,468,070	0.57
香春町	11,624	5,910,386	5,505,989	404,397	404,357	33,255	36,479	3,229,030	0.32
添田町	10,539	7,268,332	7,120,515	147,817	107,594	△ 23,023	212,340	3,875,490	0.20
糸田町	9,421	5,386,176	4,783,669	602,507	595,877	△ 17,517	6,885	2,744,771	0.22
川崎町	17,825	10,559,757	9,849,287	710,470	696,604	10,346	211,366	4,852,711	0.29
大任町	5,377	5,218,895	4,708,304	510,591	508,164	63,307	△ 21,753	2,352,372	0.18
赤村	3,281	2,831,340	2,782,628	48,712	39,203	426	109,167	1,463,637	0.15
福智町	23,841	17,161,834	16,029,468	1,132,366	1,014,968	△ 293,225	△ 284,098	7,666,178	0.26
苅田町	36,307	13,907,399	13,277,055	630,344	606,570	132,812	△ 165,510	8,432,756	1.12
みやこ町	20,784	13,835,463	12,648,243	1,187,220	942,037	159,736	164,259	6,938,424	0.41
吉富町	6,873	3,650,749	3,345,419	305,330	253,595	81,893	△ 25,286	2,072,419	0.38
上毛町	7,862	5,459,521	5,177,976	281,545	258,270	△ 36,194	420,288	3,382,229	0.32
築上町	19,325	11,512,407	9,841,703	1,670,704	1,649,067	293,286	488,875	5,933,146	0.34
2政令市計	2,472,563	1,348,315,126	1,329,366,903	18,948,223	12,564,999	2,830,262	7,069,135	606,357,825	0.80
26市計	1,982,850	861,227,847	835,728,682	25,499,165	20,925,734	5,075,815	8,923,199	445,542,292	0.54
32町村計	667,035	288,172,994	272,311,840	15,861,154	13,971,433	1,073,126	2,161,867	157,699,026	0.47
60市町村計	5,122,448	2,497,715,967	2,437,407,425	60,308,542	47,462,166	8,979,203	18,154,201	1,209,599,143	0.51
58市町村計	2,649,885	1,149,400,841	1,108,040,522	41,360,319	34,897,167	6,148,941	11,085,066	603,241,318	0.50

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。

健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。

また、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、それぞれ「-」と記載している。

財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。



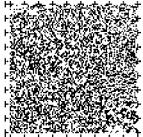
市町村名	健全化判断比率				経常収支比率%	地方債現在高 (平成28年3月末) 千円	積立金現在高(平成28年3月末)			
	実質赤字比率%	連結実質赤字比率%	実質公債費比率%	将来負担比率%			財政調整基金千円	減債基金千円	その他特定目的基金千円	合計千円
新宮町	-	-	7.8	58.6	85.6	10,957,422	2,798,812	377,804	7,073	3,183,689
久山町	-	-	12.7	67.4	88.3	4,558,816	1,244,798	218,529	177,275	1,640,602
柏屋町	-	-	11.4	5.9	86.8	10,632,018	1,457,110	177,611	1,269,829	2,904,550
芦屋町	-	-	12.5	-	94.3	7,200,259	1,888,884	95,134	2,343,782	4,327,800
水巻町	-	-	4.3	-	83.9	6,441,748	2,602,890	459,625	1,295,676	4,358,191
岡垣町	-	-	4.2	-	88.9	7,504,531	2,348,844	519,846	2,076,823	4,945,513
遠賀町	-	-	6.8	-	89.7	6,137,436	1,305,314	556,658	3,218,568	5,080,540
小竹町	-	-	14.3	78.2	95.6	4,977,025	338,554	10	705,978	1,044,542
鞍手町	-	-	8.3	-	95.3	8,286,516	1,470,738	704,001	4,769,514	6,944,253
桂川町	-	-	3.8	-	94.4	4,304,684	731,756	5,483	1,582,519	2,319,758
筑前町	-	-	13.2	100.9	93.7	16,975,891	3,142,270	409,986	2,966,587	6,518,843
東峰村	-	-	8.7	-	82.6	2,400,888	1,540,959	126,650	2,330,024	3,997,633
大刀洗町	-	-	8.4	2.6	79.0	5,067,368	1,561,150	568,108	1,433,436	3,562,694
大木町	-	-	7.5	-	87.0	5,167,331	1,866,000	315,000	1,413,440	3,594,440
広川町	-	-	7.2	7.7	83.6	7,017,139	1,936,435	145,556	1,562,036	3,644,027
香春町	-	-	2.0	-	87.2	4,334,419	1,197,795	700,037	2,054,867	3,952,699
添田町	-	-	6.7	-	99.8	6,509,086	3,445,020	314,093	1,003,979	4,763,092
糸田町	-	-	6.4	-	92.9	4,650,565	1,509,404	911,506	2,118,849	4,539,759
川崎町	-	-	9.5	61.0	94.7	12,733,101	1,475,467	425,363	1,093,620	2,994,450
大任町	-	-	14.2	-	93.2	10,493,536	1,269,497	450,924	1,403,763	3,124,184
赤村	-	-	△ 2.3	-	80.7	1,780,729	810,640	1,218,792	1,747,081	3,776,513
福智町	-	-	5.3	-	92.5	21,060,839	1,127,590	5,349,538	10,946,035	17,423,163
苅田町	-	-	10.7	120.7	96.0	13,278,394	2,844,787	188,902	671,241	3,704,930
みやこ町	-	-	3.9	-	81.2	10,946,071	3,165,926	398,479	9,340,076	12,904,481
吉富町	-	-	6.6	-	80.8	2,540,234	1,115,456	348,916	935,335	2,399,707
上毛町	-	-	5.2	-	81.7	3,933,331	1,767,801	2,404,842	3,693,939	7,866,582
築上町	-	-	8.9	49.5	88.5	9,286,144	1,524,482	1,080,444	2,893,635	5,498,561
2政令市計			12.5	175.4	94.1	2,208,610,559	34,343,274	17,162,854	40,560,901	92,067,029
26市計			7.1	23.2	90.3	747,151,249	116,273,102	29,445,423	127,893,121	273,611,646
32町村計			7.5	19.9	89.1	256,604,557	56,254,574	22,293,161	74,617,118	153,164,853
60市町村計			7.5	26.5	89.8	3,212,366,365	206,870,950	68,901,438	243,071,140	518,843,528
58市町村計			7.3	21.3	89.6	1,003,755,806	172,527,676	51,738,584	202,510,239	426,776,499

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含めたものである。

健全化判断比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第4項の規定に基づき、公表した数値である。

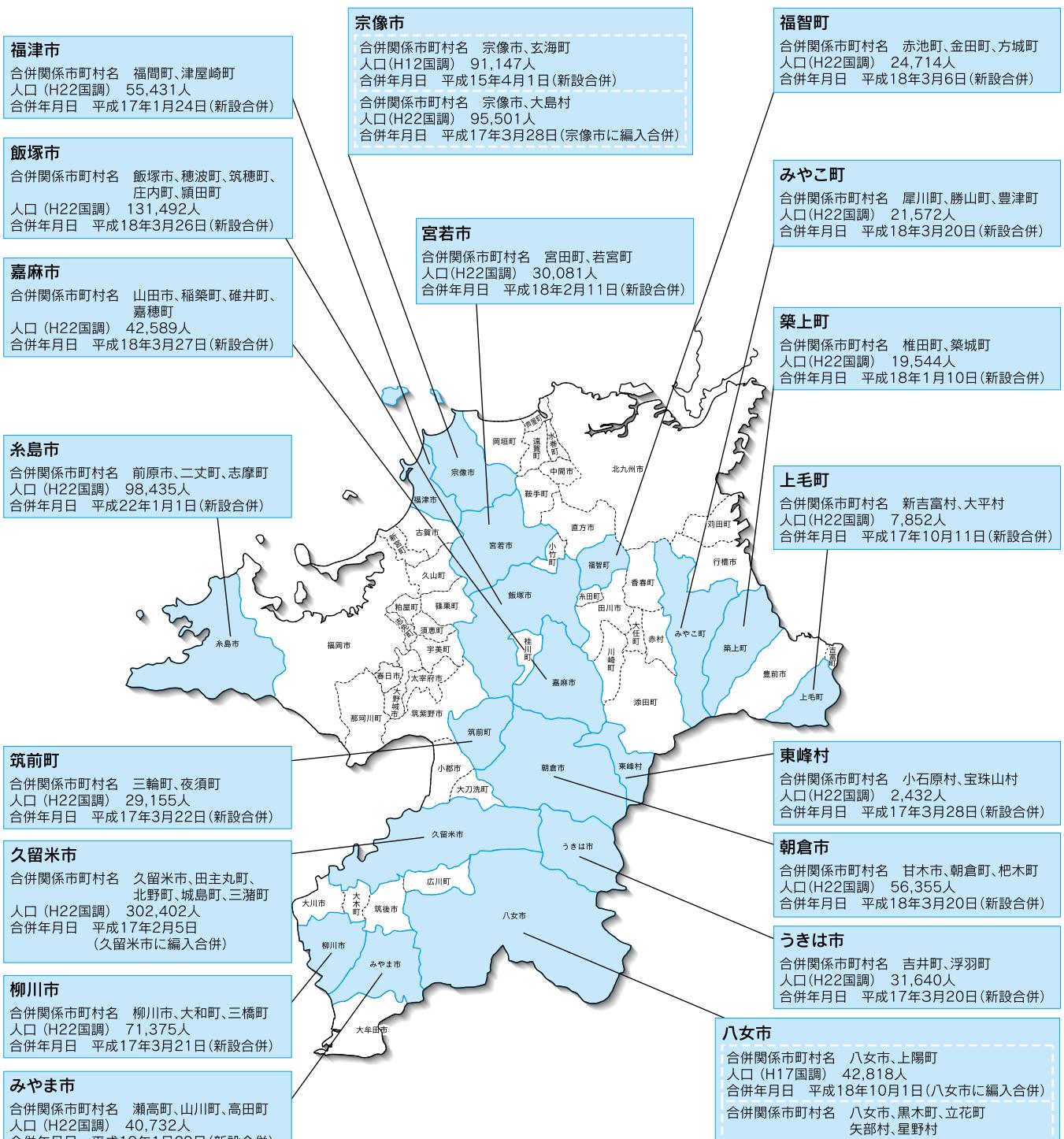
また、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、それぞれ「-」と記載している。

財政力指数、健全化判断比率及び経常収支比率の計欄の数値は、単純平均である。



3 県内市町村の合併の取組状況

平成29年1月1日現在



●市町村合併

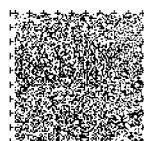
市町村数

区分	H11.3.31	H18.3.31	H28.3.31
全国	3,232	1,821	1,718
福岡県	97 (24市65町8村)	69 (27市38町4村)	60 (28市30町2村)

※H11.3.31は、旧合併特例法の平成11年改正の前の時点

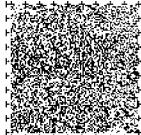
合併した地域

20 地域 10市 40町 7村



合併による市町村数の推移

期 日	政令市	市	町	村	計	合併市町村(関係市町村)
平成9年10月1日	2	22	65	8	97	
平成15年4月1日	2	22	64	8	96	宗像市(宗像市、玄海町)
平成17年1月24日	2	23	62	8	95	福津市(福間町、津屋崎町)
平成17年2月5日	2	23	58	8	91	久留米市(久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀬町)
平成17年3月20日	2	24	56	8	90	うきは市(吉井町、浮羽町)
平成17年3月21日	2	24	54	8	88	柳川市(柳川市、大和町、三橋町)
平成17年3月22日	2	24	53	8	87	筑前町(三輪町、夜須町)
平成17年3月28日	2	24	53	6	85	宗像市(宗像市、大島村) 東峰村(小石原村、宝珠山村)
平成17年10月11日	2	24	54	4	84	上毛町(新吉富村、大平村)
平成18年1月10日	2	24	53	4	83	築上町(椎田町、築城町)
平成18年2月11日	2	25	51	4	82	宮若市(宮田町、若宮町)
平成18年3月6日	2	25	49	4	80	福智町(赤池町、金田町、方城町)
平成18年3月20日	2	25	45	4	76	朝倉市(甘木市、朝倉町、杷木町) みやこ町(犀川町、勝山町、豊津町)
平成18年3月26日	2	25	41	4	72	飯塚市(飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、額田町)
平成18年3月27日	2	25	38	4	69	嘉麻市(山田市、稻築町、碓井町、嘉穂町)
平成18年10月1日	2	25	37	4	68	八女市(八女市、上陽町)
平成19年1月29日	2	26	34	4	66	みやま市(瀬高町、山川町、高田町)
平成22年1月1日	2	26	32	4	64	糸島市(前原市、二丈町、志摩町)
平成22年2月1日	2	26	30	2	60	八女市(八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村)





市町村財政の すがた2017